

會學濟經學大國帝都京

# 經濟論叢

號五第 卷一十五第

月一十年五十和昭

紀元二千六百年記念論文集

# 貨幣の發展形態としての匯割

小島 昌太郎

## 一 貨幣の發展形態

貨幣の發達の歴史を見ると、貨幣たるの意義は、最初、有形の具體物そのものに認めたのであるが、併し、次第にそれは有形具體物より徐々に離れて、無形の觀念的のものに移りつゝあることが發見せられる。これはもとより、貨幣の本質たるものが變化したることの謂ひではなく、單に、それを表現する形態が有形のものよりも寧ろ無形のものに變遷しつゝあることを表はして居るのである。これを法律學的に言へば貨幣は、物權的のものよりも、債權的のものに移りつゝあることを、その歴史が示して居るのである。この意味に於て、主として、上海に行はれつゝある所の匯割なるものを見るに、それは、貨幣の最も進歩せる形態の一つであるといふことが出来るであらう。私はこゝにこの視角より、匯割<sup>1)</sup>なるものを見んとするものである。

貨幣が、貝殻、穀物、砂金、布帛、等であつた時代は言ふまでもなく、金銀が本位貨幣として用ひられた場合について見るも、貨幣の本質たる一般的購買力なるものは、貨幣の形態を構成する所のそれらの物體が他物に對してもつ交換力(やはり購買力)と、その大きに於て全く合致して居つた。それゆゑに、一般に、これらの物體その

1) 匯割制度については、十龜盛次氏『支那の匯割制度』(經濟論叢第四十九卷第五號)、宮下忠雄氏『上海の匯割制度』(支那研究第五十三號)、『法幣之回顧與前瞻』(經濟史研究第一卷第一、二期)、王逢士氏『上海匯割制度之研究』(財政評論第三卷第二期)、石抗鼎氏『銀行票據交換實務及其會計之研究』(中央銀行月報、二十九年九月份) Yavdynsky, J. A., Dual currency for China, in

ものを以て、貨幣そのものと見做し、これらの物體そのものに、貨幣たるの意味を置いたのである。従つて、また、貨幣をもつて居るといふことは、これらの物體の所有權を有することによつて成り立つのである。

然るに本位貨幣のみにては、取引に不便なるがために、補助貨幣を必要とするに至つたのであるが、補助貨幣は、その構成金屬が本位貨幣金屬に對してもつ所の比價の變動する關係上、その物體價値を、貨幣名目價値よりも、著しく低位ならしめる必要があつたから、こゝに、貨幣の本質とその形態とは、その價値の上に於て分離を來すことゝなつたのである。換言すれば、貨幣の本質なるものとその形態なるものとは、區別して認識しなければならぬことを示唆するに至つたのである。

兌換紙幣または兌換銀行券に至つては、貨幣の本質と形態との區別認識が益々明瞭となり、貨幣が物權的性質のものより債權的性質のものに移りつゝあることを明かに示すことゝなつた。初期の貨幣學者例へばゼヴォンス (W. Stanley Jevons) の如きが、紙幣や銀行券の如きものを、貨幣とは認めず、これを代用貨幣 (Representative Money) と見做したのは、本質と形態との區別認識をもつに至つたからである。

然るに、管理通貨たる不換紙幣に於ては、貨幣の名目價値がその形態たる物體の價値と完全に分離して居るがために、貨幣の本質と形態との區別認識も亦、頗る明瞭となつたことは、言ふまでもなく、最早これに對しては、代用貨幣といふことも當て嵌まらざるものとなつた。従つて、かゝる貨幣に對する法律的解釋としては、その貨幣名目價値が表示する所の一般購買力の範圍に於て、一般商品の買入請求權たる債權であるといはるものとなつたのである。

更に、かの、小切手または手形等を以て、授受の手段とせられる所の、預金通貨 (Deposit currency) 若しくは帳簿貨幣 (Buch Geld) としはるゝものに至つては、正に觀念貨幣といふべきものとなつたのである。小切手または手形は、この場合、貨幣の形態ではなく、單に、貨幣の本質たる所の一般購買力なるものゝ移讓を通知するの手段たるに過ぎないものである。兌換紙幣、兌換銀行券及び不換紙幣の如きが、一般的購買力の授受の手段であると共に、また同時に貨幣の形態であるのと、趣きを異にするのである。而もこの觀念貨幣たる帳簿通貨なるものは、その移讓の方法として、必ずしも、小切手または手形の如き、一定様式の書面を用ゐることを要するのではなく、また、有形的な書面によらずとも、例へば電話の如き方法によつても、苟もその移讓の通知を誤りなく傳へ得るものならばよいのである。この状態に於ける通貨が、今日に於ける最も進歩したる貨幣の形態と認められねばならぬ。

併しながら、帳簿通貨は、今日に於て、縦ひ本位貨幣と引換へ得ないものであるにしても、補助貨幣や兌換紙幣または兌換銀行券、若しくは、管理通貨たる不換紙幣などの、謂はゆる「現金」とは引換へ得るものである。若しも、帳簿通貨が「現金」と引換へらるゝことなく、謂はゞ「現金」なるものと遊離するものとなり、而も、通貨として十分なる働きをなすに至るならば、それは、更に、一段の進歩をなしたる貨幣といふことを得るであらう。上海に於ける匯割制度なるものは、この域に達するには、尙一步手前にあるものではあるが、中國的性格を帯びながら、而も、最も近代的なる通貨と言ふことが出来るものであらう。

貨幣の貨幣たる所以は、それを以て、何物でも買ふことが出来ると言ふことである。この何物をも買ふことの出來るといふことが、謂はゆる一般的購買力なるものである。それゆゑに、一般的購買力をもつものは、如何なるものであつても、それは、經濟學上に於ては、貨幣といはなければならぬ。

或るものが、一般的購買力なるものをもつに至るのは、如何なる事情によりて可能なるか？それには二つの典型的なる場合がある。一は、總ての人の欲望の對象たるものゝ存在であり、二は、社會秩序の確立である。

總ての人の欲望の對象たるもの、言ひ換ふれば、總ての人がもつことを好むものがあるならば、そのものは一般的購買力をもつことゝなる。何となれば、そのものは逆に、それらの人々の有する各種のものと、交換することが出来るからである。未開時代に於て、貝殻、穀物、砂金、布帛の如きものが、貨幣となつたのは、その著例であり、金銀が本位貨幣として用ゐられたのもこの事情によるのである。

併しながら、社會秩序が確立するに至れば、その秩序に對する信頼により一葉の紙片（紙幣）も一般的購買力をもつに至ることも可能となる。貨幣の貨幣たるは、本來、そのもの自體が目的として持たるゝものではなく、それを以て、他の何等かのものを獲得するの手段とせらるゝにある。従つて他人が或るものに對して、支障なく、自分の好む所のものを與へて呉れるならば、その或るものは、如何なるものであつてもよい。言ひ換れば、社會一般が、或るものに對して、その提供者の好むものを、それと引換へに與へるといふ事態が成立すれば、そのものは貨幣に外ならぬのである。

各自が信頼し得る所の社會の秩序が未だ確立しない時代に於ては、他人が支障なく、自分の好むものを、與へ

て呉れるためには、その他人の好むものを提供しなければならぬ。その外に方法はない。そして、總ての他人に對して、かくの如くに役立つものは、總ての人がもつことを好むものでなければならぬ。すなはち、この場合には、一般的購買力なるものは、もの自體に依存するの外はない。併しながら、社會の秩序が確立して、各人がその秩序に對して信頼をもち、その秩序の下に於ては、一葉の紙片(紙幣)と雖も、よく何人も、それと引換へに、その好むものを與へて呉れることとなるならば、一般的購買力なるものは、もの自體に依存するの必要はなくなり、社會の秩序に依存して成立し得るのである。

貨幣の本質が、一般的購買力たることは、終始一貫する所である。併し、貨幣の形態たるものは、社會秩序の成長に従つて、變遷して來た。社會秩序の整はざる間は、金銀の如きものが、貨幣の形態たるの外はなかつた。併し、金銀の如き、何人も、もつことを好む所のものゝ存在量は、その生産によつて次第に増加したとは言へ、經濟の發達に伴つて激増したる貨幣の需要量には、到底及ぶべくもない。然るに經濟の發達といふものは、社會秩序の整備するに従つて、可能となつたのであるから、金銀の如きものを以てする貨幣の供給に於ける不足は、偶々以て、社會秩序の整備がこれを補給したのである。補助貨幣、紙幣、銀行券の如き、皆、これ社會秩序の整備の下に供給せられたる貨幣である。

かくて、社會秩序の整備するに比例して、金銀がその地位を後退することとなり、全く社會秩序が確立するに至つては、金銀は貨幣の形態として、その影を潜めるに至つたのである。貨幣の初期にあつては、金銀が、一般的購買力を帶有するものとして、貨幣の形態を形つくつて居たのであるから、言はゞ金銀が貨幣に一般的購買

力を賦與して居たと言つてもよい。併し、社會秩序が確立整備するに至つては、社會秩序そのものが、貨幣に一般的購買力を賦與することとなるのである。その場合に於ては、貨幣の形態たるものは、金銀はもとより、紙片の如き、有形の具體物たるに限らるゝのではなく、無形の觀念的のものにても差支ないのである。

社會秩序は、國家權力の確立によつて整備する。近代國家に於ける社會秩序は、概ね、國家權力の確立の下に整備せられたのである。従つて、社會秩序が、貨幣たるものに、一般的購買力を賦與したる場合に於ては、そのこれを賦與したるものは、一般に、また國家權力であると思はれて居る。併しながら、中國に於ては、國家權力が、未だ統一的確立を見るに至らずして、混沌たる裡にあるときに於ても、一小地域内にあつて自衛上の必要により、社會秩序が自ら成立したる例を見ることが尠くはない。いな、國家權力の統一的確立なく、全般的に秩序が混沌たる状態にあるならば、その裡に生活する所の各人は、自衛上、何等かの方法により、縦ひ小範圍、小地域に於ても、寧ろ、強固なる團結、緊密なる連帶によつて、何等かの社會秩序を作るの必要に、差迫らるゝものである。それは、人類の社會生活に於ける法則の所産と見るべきであらう。中國に於ける頗る堅固なる商業道德や商慣習の如き、または、その他各般の社會制度の如き、概ねこの社會法則の所産である。

こゝに述ぶる所の上海に於ける匯割制度の如きも、かゝる特殊の事情の下に成立したる社會秩序によつて、産み出されたる一種の貨幣制度と見るべきものであつて、單に學問的に頗る興味深きものであるのみならず、中國社會の特殊性に適應して、自然發生的に成立したるものとして、その將來の通貨制度の成育に對する政策的意味に於ても、多くの示唆に富むものと見るべきであらう。

## 二 匯割制度

匯割とは、匯總割帳または匯集割撥の略稱であつて、上海に於ては Weï Wah と言ふ。一般には、廣く相殺することの意味をもつのであるが、經濟上の用語としては、手形交換または手形清算を意味するものである。匯割票據なるものは、この匯割といふ交換清算の方法によつて決済せられる所の手形であつて、主として錢莊の發行にかゝるものである。併しながら、匯割票據そのものも、單に匯割といはるゝこともある。

かゝる手形は、清朝の末期、今より凡そ六七十年以前より、上海に於て慣行せらるゝものとなつたものといはれて居る。そして上海の金融界に於ては、かゝる手形の慣行を中心として、一つの信用制度と見做すべき、匯割制度なるものを成立せしむるに至つたのである。

中國に於ける票據なるものには、匯票、本票、支票の三種がある。元來、錢莊を中心として使用せられたものであるが、新式銀行が成立してからは、銀行錢莊共に、これら票據の慣行の中心となるに至つた。右に述べたる所の匯票は爲替手形、本票は約束手形、そして支票は小切手に當るものであつて、そのうち、錢莊の發行する本票を特に莊票といふ。

匯割票據とは、これらの票據の種類の如何に拘はらず、その現金化の關係より立てたる一つの分類であつて、割頭票據なるものに對應するのである。すなはち割頭票據は、その期日に於て現金を以て決済せられるものを言ひ、當日收付である。匯割票據は、これに反し、期日に於て現金を以て決済せられずして、元は期日の翌日に至つて現金を以て支拂はるゝ所の、いはゆる隔日收付または隔日付現のものであつたが、今日に於ては、凡そ、現



金を以て支拂はるゝことなき所の謂はゆる不付法幣となつたのである。殊に、匯割票據は、主として交換相殺を以て決済せられるものであるが、期日に於ては、交換相殺が行はれるだけで、その交換尻の決済は翌日に行はれるのであり、それも、必要あるときは、元は、期日の翌日に於て現金を以て決済せられたのであるけれども、最近は度々の變化を経て、全く現金決済が行はれないものとなつた。こゝに問題として取扱ふ所は、主として、この匯割票據に關することである。

さて、これらの匯割票據の交換をなす所の匯割制度も、その構造が三段になつて居る點に於ては、他の諸國の手形交換制度と同様である。すなはち、(1)銀行または錢莊の取引先が、そこに有する預金を振當てに振出す所の支票(小切手)の支拂決済のための交換、(2)銀行錢莊振出の、自己宛の本票莊票の支拂決済のための交換、(3)前二者の交換尻決済のために、交換中樞機關に於ける決済資金の設定と、その資金を以てする交換尻の決済が、これである。たゞ銀行取引の發達したる諸國に於ては、第一段の預金者小切手の交換が主要部分をなすのであるが、中國に於ては、第二段の銀行錢莊の振出す票據の交換が、その主要部分を占むる點を特異とするのである。

### 三 法幣預金と匯割預金

今日の匯割を理解するためには、現在の預金について説明しなければならぬ。今日、上海に於ては、外國銀行の預金は別として、中國側の預金は、(一)法幣預金と、(二)匯割預金とに區別しなければならぬ。法幣預金といふは、今日の中國に於て現金と見做さるべき法幣を以て、自由に引出すことの出来る預金であつて、匯割預金といふは法幣を以ての引出は、一定の金額に制限せられ、それ以上は、匯割票據を以て拂渡さるゝものである。か

（る區別は民國二十六年（一九三七年）の預金引出制限、謂はゆる第一次モラトリアムと、民國二十八年（一九三九年）の預金引出制限、謂はゆる第二次モラトリアムの結果として生じたものである。

(一) 法幣預金には、更に、(1)銀行錢莊に於ける法幣預金と、(2)交換中樞機關に於ける法幣預金との二つがある。

(1) 銀行錢莊に於ける法幣預金といふは、新安定金融辦法の施行期日たる民國二十八年六月二十二日以後に於て、商人及び一般人が銀行または錢莊に對し、法幣を以て預け入れた預金である。すなはち、この預金は、今日に於ても、自由に、その額に制限なく法幣を以て引出し得る預金である。

(2) 交換中樞機關に於ける法幣預金といふは、銀行及び錢莊が、手形交換の中樞機關たる上海銀行業同業公會聯合準備委員會または錢業準備庫にもつ所の交換尻決済資金たる法幣預金である。この預金には(a)従前から法幣支拂の交換尻決済のための法幣預金と、(b)銀錢兩業公會が同月二十五日に決定した安定市面辦法によつて、従前の匯劃預金を法幣預金に轉化せしめたことによつて生れたものとの二つがある。この交換中樞機關に於ける法幣預金は、前述(1)の法幣を以て支拂ふべき預金が票據を以つて引出さるゝ場合に、その交換尻決済に充てらるゝものである。

(二) 匯劃預金にも、(1)銀行錢莊に於ける匯劃預金と、(2)交換中樞機關に於ける匯劃預金とがある。

(1) 銀行錢莊に於ける匯劃預金には、三つのものがある。

(イ) 民國二十八年の新金融安定辦法による匯劃預金。すなはち、同年六月二十二日以前に於て商人及び一般

人が、銀行錢莊に法幣預金としてもつて居つた預金は、その前日の新安定金融辦法を以て同日以後、工資及び俸給の支拂を除き、毎週の引出高五百元以内は、法幣を以て支拂を受け得るけれども、五百元を超過するものは、匯割を以て支拂ひ、専ら同業轉賬せらるゝことゝなつたのであるから、同日以前の法幣預金は、この辦法により匯割預金となつた。

(ロ) 民國二十六年の非常時期安定金融辦法による匯割預金。預金が法幣支拂について制限を受けたのは、前述の二十八年の新安定金融辦法によるものではなく、二十六年八月十五日にも、非常時期安定金融辦法によつても、各預金者の引出し得る金額は、毎週預金残高の百分の五、最高、法幣百五十元、といふ制限を受けたのである。それがため、こゝに匯割預金なるものが出来たのであつた。そしてこの匯割預金は、二十九年の新安定金融辦法實施當時に於て尙殘高の存在して居るものは、そのまゝの制限の下に存續して居るのである。

(ハ) 前二種の預金にして、匯割を以て拂出され、その匯割が預け入れられて預金となつたもの。

(2) 交換中樞機關に於ける匯割預金は、すなはち、領用匯割預金である。これは、前述の二十八年の新安定金融辦法による『五百元以上の預金の引出は匯割を以て支付し専ら同業轉賬の用に供せしむ』といふ規定に順應して、同月二十五日、銀錢兩業公會が議定した所の「安定市面辦法」によつて設けられることゝなつたものである。

すなはち、この安定市面辦法の三に於て、上海銀錢業兩業公會は『自二十八年七月四日起、準備會開始辦理各行莊領用同業匯割事宜・各行莊均提供擔保品・向準備會申請領用同業匯割。其辦法另訂之』との申合せをすることゝなつた。

すなはち、各銀行錢莊は、その交換尻決済のために、上海銀行業同業公會聯合準備委員會に、一定の財産を擔保として提出するのであつて、その擔保品の評價價格の七〇%を限度として、委員會より「同業匯割」を領用するのである。そして、委員會はその金額だけ、これを各銀行錢莊の當座預金として預り、これを交換決済資金とするのである。この場合に於て、同業匯割を領用するといふは、擔保に對して貸付を受け、その金額を當座預金とすることに外ならない。すなはち、資金の創作のことである。そして、かくの如くにして、この創作せられた當座預金が、こゝに言ふ所の領用匯割預金である。

#### 四 支票及び同業匯割

上海に於ける中國側銀行の預金は、右に述ぶるが如きものであるが、匯割制度は、これらの預金を本として振出されたる票據の、交換決済に關して成立したる制度である。

この匯割制度は、前に述べたるが如く、三つの段階より成つて居る。第一段は、商人及び普通人が振出したる支票(小切手)の決済のための交換に關するものであり、第二段は銀行錢莊の振出したる謂はゆる同業匯割なるもの、決済のための交換であり、第三段は、これらの交換による決済を可能ならしめ、且つ圓滑ならしむるための決済資金の調達としての、領用匯割なるもの、設定と、それを以てする交換尻の振替である。

第一段たる所の商人及び普通人が振出したる支票の決済のための交換は、銀行錢莊に於ける彼等の預金を本として行はれる。

中國に於ても、特に上海に於ては、新式銀行は、各國の近代的銀行と同様に、當座預金に對しては、支票(小

切手)を以て、これを引出すことゝして居る。従つて法幣預金に對する支票は、當然、法幣を以て支拂はれるものであり、それが預金せらるゝならば、また法幣預金となる。錢莊も亦新式銀行に倣つて、當座預金の取引をしてゐるから、これに對しても、支票による引出が行はれる。支票決済のための交換は、この關係によつて生じたのである。

併しながら、中國に於ては、銀行錢莊は預金事務を取扱ふとはいふものゝ、その預金は殆ど總て、謂はゆる原始預金であつて、現金の預け入れより成るものである。經濟先進國に於ける如く、銀行の貸付割引の手取金たるものが、そのまま預け入れられて出來上る所の謂はゆる創作的預金なるものは、殆ど尠く、全預金の中に於て、言ふに足るべき部分を占めて居らない。これが中國金融界の一つの特色である。

今日の匯割制度の第二段をなす所のものは、謂はゆる同業匯割である。同業匯割なるものは、發展的に云へば匯割制度の根源をなすものである。「同業匯割」なる言葉は、民國二十六年の謂はゆる補充辦法に『銀錢同業所出之本票・一律加蓋「同業匯割」戳記』とあるに初まるものゝやうであり、且つ後に述ぶるが如く、それは更に特殊の制限が加へられたのであるけれども、この制限を受くる以前に於ては、この銀錢同業所出之本票が、たゞ單に「匯割」といはれたのである。

中國に於ては、新式銀行は最近の發達にかゝり、古くより錢莊が金融機關として重きをなし、預金及び貸出の業務をも行つたのであるが、その預金の引出として、または資金の貸付として、莊票を交付したのである。この莊票は、錢莊が自己の信用に於て發行するものであつて、商人間に轉々流通するのであり、その支拂期日に於て、

他の錢莊の手にあるときは、匯割總會に於て交換相殺によつて決済せらるゝものである。従つて匯割票據といふのは、主としてこの莊票のことである。

匯割票據の決済方法は、我國の手形交換とは少しく異なる所がある。我が國の手形交換に於ては、加入銀行は全部が一括的の交換をなすのであつて、一つの銀行が、他の總ての銀行に對する關係に於て、受取超過または支拂超過を決定して、日本銀行に於ける手形交換所勘定に於て、各銀行の「勝ち」または「負け」を、その預金の振替を以て決済するのである。

然るに、錢莊間の匯割票據交換に於ては、各錢莊は、豫め一々の相手方錢莊との間に「多頭寸」(勝ち)と、「缺頭寸」(負け)とを決定して、これを決済するために、缺頭寸の計算のものは多頭寸の相手方のものより、その差額を借受けるための交渉をなし、その承諾を得たるときは、「公單」なるものを以てその金額を借入れる。それが、すなはち、「拆票之佈置」である。かくて、この「拆票之佈置」といふ交換決済の手當を濟ましてから、正式の交換をするのであるから、匯割總會に於ける交換は、形式上に於ては、各錢莊の「拆票之佈置」が順當に行つて居れば、交換金額は、完全に合致して、交換尻なるものを生じない筈である。然るに、匯割總會に於ける交換までに、「拆票之佈置」が出来なかつた錢莊があれば、その錢莊は、相手方たる多頭寸の錢莊に對して、交換尻を出すこととなる。然る場合には總會は「割條」を發行して、雙方にその旨を通知し、「缺頭寸」の錢莊は、現金を以てこれを決済するか、または、相手方以外のものより、決済資金を調達して、決済しなければならぬのである。

以上は大體、匯割制度なるものゝ本來の姿であつた。然るに、一九三二年(昭和七年、民國二十一年、慶應改元の前年)

の第一回上海事件は、上海市場に金融恐慌を惹き起すこととなり、その対策として、匯割制度に二つの變化を生ぜしめることとなつた。その一は、中國側銀行及び錢莊の振出す所の本票には、一律に『此票只准同業匯割』の字樣を捺印することとし、これに對しては、現金（當時にあつては銀兩）の支拂をなさず、専ら期日に於て同業間に於て交換相殺による決済を行ふこととし、且つ預金者の振出す支票も、これと同一の取扱ひをなすことと定められたことであり、その二は、従來の匯割制度は、専ら、錢莊間に行はれたものであるが、このとき以來、新式銀行も、この票據交換制度に参加することとなつたのである。かくて票據は、銀行の發行するものも、錢莊のそれも總て「同業匯割」票據として、現金支拂を受くることなく、單に直接に、または、交換相殺を経過して、預金となるか、または、貸出の返済となるだけのものとなつたのである。

かくの如く、匯割が、現金化せざるものとなると同時に、銀行錢莊相共に、その交換組織に入り込むこととなつたのであるが、それについては、その交換尻決済の方法を設けて置かなければならぬ。そのために、上海銀行業同業公會聯合準備委員會も、上海錢業聯合準備庫も、共にその加盟者より一定の財産を擔保として提出せしめそれを以て準備財産とし、この擔保の下に「公單」なるものを發行して、交換尻の決済を行ふこととしたのである。これが、匯割制度の第三段をなすものとなつたのであつて、後に述ぶる領用匯割制度の先驅たるものである。

## 五 匯割の變質

以上が、事變直前に於ける匯割制度の概要である。然るに、一九三七年（昭和十二年、民國二十六年）北支事變が上海に波及し、金融市場が、また、恐慌に陥り、通貨は、退藏せられ、または資金の海外逃避のために爲替買付

に充てられ、金融市場に於て甚だ枯渴せんとするの状を呈するに至つたから、中國側銀行の中には支拂を停止するものも出来、取付騒も擴大の徴を呈することゝなつた。こゝに於て、國民政府は、非常時期安定金融辦法なるものを實施し、第一次のモラトリアムを行ふことになつたのであるが、その重點は、預金の引出制限であつて、前に匯割預金なるものを説明したる際に述べたる如く、各預金者の引出し得る金額は、毎週預金殘高の百分の五にして、最高限を、法幣百五十元としたのである。これがまた、匯割制度に、第二回の變化を生ぜしむることゝなつたのである。

この第一次モラトリアムの結果として、上海市場は、全く通貨難に陥り、商取引もその決済と共に凍結せんとするに至つたから、上海の銀錢兩業公會は安定金融補充辦法を擬定して、財政部の許可を求め、前述の預金引出制限に例外を設けたのである。その例外的取扱を受くるものは、銀行錢莊に於ける當座預金のうち、商業部の口座のもので、商業上の需要によるものである。この預金は、前述の制限外の引出を許されるのがあるが、併し法幣を以ての引出は許されず、同業匯割を以てならば、その全額の引出も認められることゝなつたのである。

曩の、第一次上海事變の場合の恐慌救濟策としては、匯割が「翌日に現金を以て支拂はれる」といふ性質を奪はれて、「現金を以ては支拂はれないもの」となつたのであるが、この第一次モラトリアムに於ては「預金の現金引出が制限せられた」ために、この「現金化しない匯割票據」がその拂戻に用ゐられることゝなつたので、而もそのことが、「安定金融補充辦法」によつて認められたのであるから、その結果として、匯割制度に於ける票據は單に預金の引出またはその預け入れ、若しくは、貸出の許與またはその返済に用ゐられるだけのもので、現金と



はならないことが、公に認められることとなつたのである。而も、この匯割票據は、外國爲替を買入れることも出来ないものとなつたのであるから、明かに、國內通貨たるの性質に限定を受けたのである。

匯割票據なるものは、初めは、現金の支拂を約束する所の單なる書面であつた。然るに、その發行者たる錢莊なるものが、金融界に於て次第に信用を博するに従つて、現金の支拂を求めらるゝことなくして、取引界に流通するの機能が賦與せらるゝこととなり、現金と相並ぶ所の通貨となつたのであるが、而も、仍ほ、現金との引き替へを求むるものゝためには、隔日收付として、期日の翌日には現金化し得たものであつた。

然るに、第一次上海事變の金融恐慌は、これを、現金化せざる同業匯割に變質せしめ、第二次上海事變に於ける謂はゆる第一次モラトリアムは、現金化せず且つ外國爲替を買入れ得ざる同業匯割として、公に認められることとなつて、こゝに中國の通貨制度に於て、(1)外國爲替を買入るゝことを得ると共に國內にも通用する所の、一般的性質をもつ現金通貨たる法幣と、(2)外國爲替を買入るゝことを得ずして且つ法幣を兌取し得ざる所の、専ら內國通貨たる同業匯割とが、並存的に通用することとなつたのである。

## 六 領用匯割

同業匯割は現金化せざる一種の通貨であるが、かゝる現金化せざる同業匯割なるものゝ發生は、その交換相殺の機構に於ける交換尻の決済を完からしむるために、準備財産なるものを、必要上産むに至つた。すなはち、交換相殺は、交換尻の決済が完全に行はれることが出来ることによつて、初めて圓滑なるを得るのであるが、この

交換戻の決済は、従前は現金の授受によつて行はれたのである。然るに、今、現金通貨の缺乏の下に、同業匯割の現金化の禁止せられたる状態に於ては、この決済は、現金以外のものを以て行はなければならなくなつたのである。その必要の下に生れたのが、前に述べたる如く、財産の準備を以てする所の、その評價の一定範囲内に於ける、決済資金の創作的設定である。すなはち財産の通貨化といふことが、第一次モラトリアムによつて同業匯割制度の下に生み出されたのであつた。今日の匯割制度に於ては、その第三段をなす所の、交換中樞機關に於ける交換戻決済資金の設定とその資金を以てする交換戻の決済とは、「領用匯割」なるものを基礎として行はれて居るのであるが、それは、この第一次モラトリアムのとぎに出来たものゝ完成形態である。

この領用匯割なるものゝ成立を促したものは、謂はゆる第二次モラトリアムである。一九三九年（昭和十四年、民國二十八年）六月二十一日、重慶政府財政部は、上海銀錢兩業公會に對し、電報を以て「新安定金融辦法」を實施することを通達し來つた。その要旨は、預金の拂戻の制限であつて、一律に毎週五百元を以て限度とするにある。すなはち、毎週の拂戻高五百元までは、法幣を以て支拂ひ、五百元を超過するものは、匯割を以てし、専ら同業轉賬の用に供せしむることゝしたのである。

この第二次モラトリアムの目的とする所は、主として資金の海外逃避を防止せんとするにある。この第二次モラトリアム施行の結果として、上海の諸市場は、各種の取引の決済が不可能となつて、一時休市の外なく、然らざるものも、その取引は洵に寥々たるものとなつた。この情勢の下に、事態の打開策として、産み出されたるものが、謂はゆる新匯割制度であつて、それによつて「領用匯割」なるものが創作されたのである。

新匯割制度は、右の情勢の下に、銀錢兩業公會が、一九三九年六月二十五日に議定した所の、「安定市面辦法」に於て、その基礎を定めたものであつて、各行莊の振出す所の匯割票據の交換尻決済を圓滑にするために、各行莊は等しく擔保品を提供して、準備會に同業匯割の領用を申請し得ることとなし、準備會が、その辦理に當ることとしたのである。

すなはち、從來、交換尻決済資金を、各別に有つて居つた銀行業同業公會聯合準備委員會と、錢業準備庫とのそれぞれの加盟者たる各銀行錢莊は、上海銀行業同業公會聯合準備委員會に對して、一定の財産を等しく提供して、共通の交換尻決済資金を設定して、これを以て新匯割制度の基礎とするのである。その財産は、(1)主要貨物(2)上海市場に於て正式の市價を有する有價證券、(3)上海租界に於て收益を有する土地建物である。但し謂はゆる有價證券には公債が含まれて居らず、且つ法幣そのものは、この列舉の中に擧げられて居ない。

これらの提供せられたる財産は、同業匯割の決済準備に充てられるものであつて、準備委員會の保管委員組にて保管せられ、評價委員組によつて評價せられる。擔保財産を提供した各行莊は、その評價額の七〇%に達するまでの金額に於て、「同業匯割」を領用する。この「同業匯割」は、各行莊が、これを準備委員會に於ける匯割當座預金として預け入れる。この場合「同業匯割領用辦法」に於ては、この領用し且つ預入れるものを「同業匯割」と稱して居るけれども、それは、各行莊が、その預金者または貸出請求者に對して振出す所の従前からの同業匯割と明かに區別せらるべきものである。従前の同業匯割は、各行莊の自己宛手形であつて、市場の通貨たるものであるが、これは、主として、交換尻決済資金たるからである。従つて、私は、これを「領用匯割」と稱して従

前の同業匯割との混同を避けることにする。

各行莊の提供したる擔保品の市價が下落して、領用金額がその七〇%を超ゆることとなつた場合には、更に擔保品を追徴する。各行莊は、領用金額に對しては利子を支拂ひ、預金に對しては、利子を受領する。その利率、本制度實施當時には、前者は千元につき二角三分、後者は同一角八分である。そして準備委員會の領用許諾の總額は、當初五千萬圓とした。準備委員會は、各行莊に對し、その預金引出用として、支票簿（小切手帳）を交付する。各行莊は前述の如く、その提供した所の財産の評價額の七〇%を以て預金となし、これを交換尻決濟資金とするのであつて、その資金を交換尻に充てるために、この支票を振出すのである。

各行莊は、自己の預金者の匯割預金引出に對して、または、貸付依頼者に對する貸出として、自己宛手形たる匯割票據を振出し得ることは従前の通りである。たゞ従前のそれは白地であつたから、新匯割制度の下に於ては黃地を用ゐることにしたゞけである。かくの如くにして、振出されたる匯割票據が他の行莊の手に入り、準備委員會の交換に廻され、交換負となつたときに、右の支票を振出して、この決濟をするのである。尤も、この支票は、各行莊が自己宛に振出す所の同業匯割に代へて、取引先に對し匯割預金の拂戻または貸出の許與として用ゐても差支ないものである。然る場合には、それは市場に於ける流通後、交換に現はれ來ることとなる。

右に述べたる所は、新匯割制度に於ける交換尻決濟資金としての領用匯割の機能である。新匯割制度に於ては更に「匯割證」なるものを創設して居る。すなはち、發行匯割證簡則を以て、前掲と同種の財産を以て、擔保となし、その七〇%を超へざる金額に於て、これを發行し、各行莊にその領用を許すのである。匯割證は、その券面の金額は、これを五百元、一千元、五千元、一萬元の四種に限定して、匯割票據の如くに任意の金額なるがた

めの流通不便の缺點を除いたのである。匯割證は、匯割支票の交換尻決済にも用ゐ得るもの（簡則六）であるが、併し、むしろ、各行莊が、これを領用して、同業匯割に代つて、市場に流通せしむることを目的としたものである。この匯割證は、今日までの所、未だ實際に發行せられて居らず、將來必要ある場合に備へて、この制度は、目下、待期中にあると見るべきである。

## 七 貨幣としての領用匯割

上海に於ける今日の匯割制度は、概要、右に述ぶるが如くである。この制度の裡に於て、その領用匯割は一定の財産を擔保とするものではあるが、併し、準備委員會と、銀行錢莊との協議によつて作られたる所の、相互的負債たる關聯に於て産み出したる資金である。それは、觀念的のものであつて、何等の實體物たるのではない。實體物たる準備財産は、その擔保となつて居るに過ぎないものである。而も、この資金は、匯割制度といふ手形交換機構の全體の基礎をなすもので、それは、交換尻の決済に於ては、明かに、それ自體が通貨たるの働をなすのみならず、同業匯割なるものが、通貨とし取引せらるゝの根源となつて居るものである。

この領用匯割及び同業匯割は、外國爲替を買ひ得ざる點に於て、純然たる内國通貨であるが、而も亦、それは法幣を兌取し得ざる點に於ては、現金通貨と遊離せるものである。かゝる内國通貨であつて、現金通貨とは遊離して居る所の、觀念的なる通貨が、今日、實取引界に行はるゝに至つたことは、貨幣の發展形態として、正に、特に、注目すべきものと言はなければならぬ。殊に今日、尙、待機中なる「匯割證」なるものが、市場に流通するに至ることあらば、それは「金」及び外貨より遊離したる内國通貨として、「現金通貨」たる地位を占むることゝなるのであるから、甚だ興味あるものとなる。